

平成二十四年内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省令第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八條第二項、第三十條第一項及び第二項第七号、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條並びに第三十四條第一項の規定に基づき、並びに同法及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）を実施するため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令を次のように定める。

（監査報告の作成）

第一条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九條第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の仕事の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の仕事の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の二 機構に係る通則法第十九條第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。以下「機構法」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の三 機構に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十八條第一号に規定する学術研究に関する事項

二 機構法第十八條第二号に規定する基礎研究及び基盤的研究に関する事項

三 機構法第十八條第三号に規定する人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発に関する事項

四 機構法第十八條第四号に規定する人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発に関する事項

五 機構法第十八條第五号に規定する成果の普及及び成果の活用に関する事項

六 機構法第十八條第六号に規定する民間事業者の求めに応じた援助及び助言に関する事項

七 機構法第十八條第七号に規定する助成金の交付に関する事項

八 機構法第十八條第八号に規定する施設及び設備の供用に関する事項

九 機構法第十八條第九号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項

十 機構法第十八條第十号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項

十一 機構法第十八條第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

十二 機構法第十八條第十二号に規定する附帯業務に関する事項

十三 業務委託の基準

十四 競争入札その他契約に関する基本的事項

十五 研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項

十六 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に關して必要な事項

十七 機構の業務に係る技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項

十八 その他機構の業務の執行に關して必要な事項

（中長期計画の認可申請）

第二条 機構は、通則法第三十五條の五第一項の規定により中長期計画の認可を受けようとするときは、中長期計画を記載した申請書を、当該中長期計画の最初の事業年度開始三十日前までに、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

かにする報告書の項及び中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第一号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

附 則 (平成三〇年十一月二十五日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省令第一号)

この命令は、平成三十年十一月十五日から施行する。

附 則 (令和元年六月二三日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十九日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省令第一号)

この命令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年二月二十六日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省令第一号)

この命令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十二号)の施行の日(令和六年二月二十六日)から施行する。